

○亀岡市男女共同参画条例

平成14年12月25日

条例第29号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策(第9条—第18条)

第3章 男女共同参画審議会(第19条)

第4章 雑則(第20条)

附則

すべての人は、男女の性別にかかわらず平等であり、一人ひとりが大切な存在である。

男女は、個人として互いにその人格を尊重し、自分らしく生きることを認め合わなければならない。このことは、日本国憲法において基本的人権としてうたわれている。

しかしながら、依然として、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行等が根強く残っており、女性の意思決定の場への参画はまだ少ない。さらに家庭、職場及び地域社会においても女性の活動は正当に評価されているとはいえない。このことは、男女の多様な生き方の選択を妨げることにもなっている。

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会を実現することは、21世紀を迎えたこの亀岡に新たな創造と活力を生み出し、真に調和のとれた豊かなまちを形成すると確信する。

私たち、亀岡市に住み、働き、学ぶ市民は、先人の知恵によって築かれた歴史と文化に学びつつ、市民参画と共働により、この21世紀に男女共同参画の社会を築くことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を改善するため必要な範囲内で、男女

のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者など親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定その他の活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動との両立ができること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び府と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の促進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたり男女共同参画の促進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント並びにドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに性的感情を著しく刺激する表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第19条第1項に規定する亀岡市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的に企画し、調整及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第13条 市は、附属機関等における委員の委嘱等に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

(実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年、基本計画に基づいた男女共同参画の推

進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(教育活動等の促進)

第15条 市は、学校教育その他の生涯にわたる教育及び学習活動において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組の促進を図るものとする。

(苦情の申出への対応)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情があるときは、市長に申出ることができる。

- 2 市長は、前項の申出を受けたときは、亀岡市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。

(相談の申出への対応)

第17条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者からの相談の申出について、関係機関等と連携及び協力を行い、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動の支援)

第18条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第19条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、亀岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、第9条第2項及び第16条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

亀岡市男女共同参画条例施行規則

平成 15 年 3 月 31 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、亀岡市男女共同参画条例(平成 14 年亀岡市条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(苦情の申出)

第 3 条 条例第 16 条第 1 項の苦情の申出(以下「申出」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した男女共同参画推進関係施策苦情申出書を市長に提出することにより行うものとする。ただし、市長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができる。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所(団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- (5) その他市長が必要と認める事項

(対応しない申出)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に関する申出については、対応しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政内において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 12 条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情等を行っている事案に関する事項
- (5) その他市長が対応することが適切でないと認める事項

(苦情処理の決定)

第 5 条 市長は、申出があつたときは、条例第 16 条第 2 項の規定により、亀岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)への諮問を経て当該苦情の処理についての決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により審議会へ諮問したときは、当該申出者及び市の関係機関に対し、諮問した旨の通知をしなければならない。

(苦情処理の通知及び公表)

第 6 条 市長は、前条の規定により苦情の処理についての決定を行ったときは、その結果を当該申出者に通知するとともに、これを公表するものとする。

る。

2 前項の公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(男女共同参画審議会)

第7条 条例第19条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第10条 審議会に、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第11条 審議会及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第12条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、生涯学習部人権啓発課において処理する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。